



2023年6月28日

各位

会社名 東北電力株式会社  
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎  
(コード番号 9506 東証プライム)  
問合せ先 秘書室課長 逸見 英司  
(TEL. 022-225-2111)

## 取締役等に対する「業績連動型株式報酬制度」の継続 および追加拠出に関するお知らせ

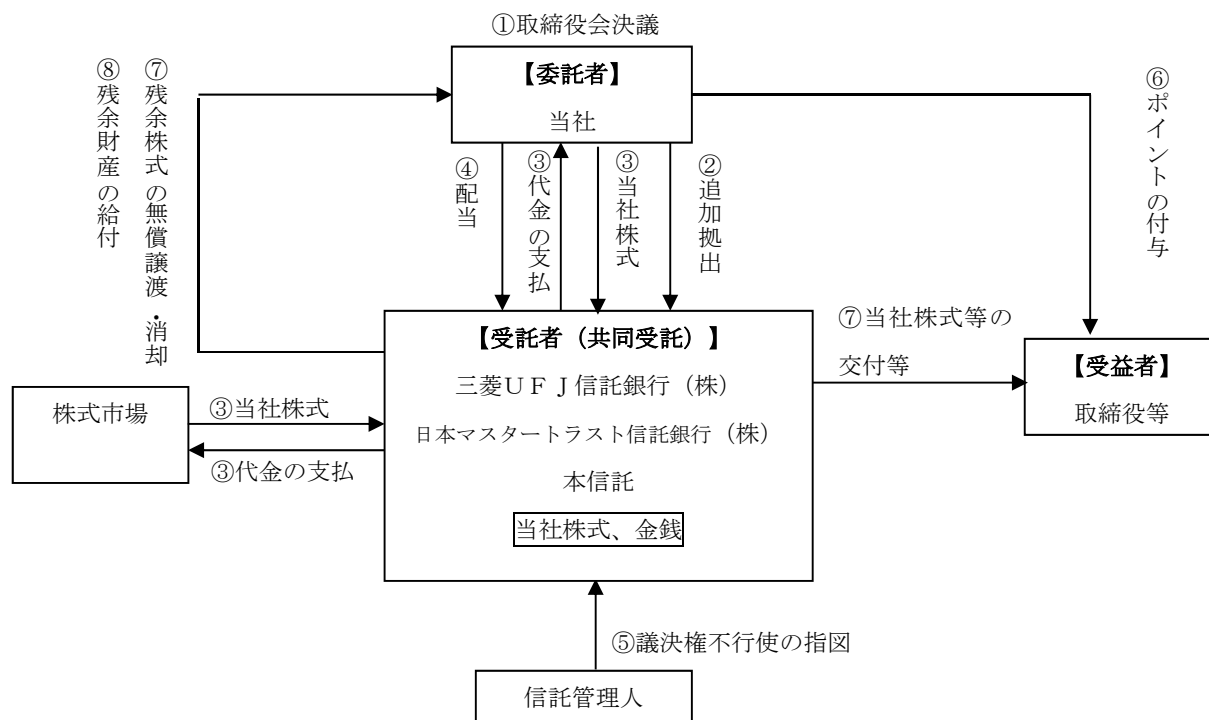
当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、2020年度より導入している当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「取締役」という。）および執行役員（以下、取締役を含み「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続を決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

### 記

#### 1 本制度の継続

- (1) 当社は、「東北電力グループ中長期ビジョン」の実現に向けて、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を継続いたします。
- (2) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役職および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付または給付（以下、「交付等」という。）する制度です。
- (3) 本制度の継続に伴い、現在当社が設定しているBIP信託（以下、「本信託」という。）へ金銭の追加拠出を行い、本信託を継続利用する予定です。

## 2 本制度の概要



- ① 当社は取締役会において本制度の継続を決議しております。なお、当社は本制度に関する株式交付規程を制定済です。
- ② 当社は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会（以下「2020年株主総会」という。）の決議により承認を受けた範囲内で金銭の追加拠出を行い、本信託の期間を延長します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、2020年株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、毎事業年度における役職および業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑦ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

（注） 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託は終了します。なお、当社は、2020年株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を拠出する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ②信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者     | 当社  |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                             |
| ⑤受益者     | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者   |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者  |
| ⑦信託契約日   | 2020年8月24日（2023年8月に変更予定）  |
| ⑧信託の期間   | 2020年8月24日～2023年8月31日<br>(2023年8月の信託契約の変更により、2026年8月31日まで延長予定)          |
| ⑨制度開始日   | 2020年9月2日   |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫追加拠出額   | 239百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）   |
| ⑬株式の取得時期 | 2023年8月～2023年9月（予定）<br>(なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。) |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）より取得   |
| ⑮帰属権利者   | 当社  |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                  |

以 上